

平成14年8月20日
厚生労働省
農林水産省

「食品の表示制度に関する懇談会」中間取りまとめ及び
中間取りまとめについての意見の募集について

- 1 「食品の表示制度に関する懇談会」中間取りまとめについて
消費者等関係者の意見を食品の表示制度のあり方の検討に反映させるため、食品の表示制度に関する懇談会が本年6月より5回にわたって開催されてきたところですが、今般、その中間取りまとめが別紙1のとおり行われましたので、お知らせいたします。
- 2 中間取りまとめについての意見の募集について
本中間取りまとめについての御意見をひろく国民の皆様より募集（別紙2）いたしますので、あわせてお知らせいたします。

(別紙1) 「食品の表示制度に関する懇談会」中間取りまとめ
(参考) 「食品の表示制度に関する懇談会」中間取りまとめの概要
(別紙2) 「食品の表示制度に関する懇談会」中間取りまとめについての意見の
募集について

(別紙 1)

食品の表示制度に関する懇談会 中間取りまとめ

平成 14 年 8 月

食品の表示制度に関する懇談会

目次

	頁
1 はじめに	1
2 食品の表示制度の目的	1
3 現行の食品の表示制度の問題点	2
4 表示項目の見直し	3
(1) 義務表示	3
(2) 任意表示	4
(3) 用語、定義の統一等	4
(4) その他	5
5 情報提供等	6
(1) 行政による消費者への情報提供、事業者への周知徹底	6
(2) 相談窓口の一元化	6
6 表示違反の監視、是正のための措置	7
(1) 監視体制のあり方	7
(2) 是正措置	7
(3) 事業者の自主的な取組み	8
7 組織・法律の見直し	8
(1) 組織	9
(2) 法律	9
8 おわりに	10
(参考1) 食品の表示制度に関する懇談会開催要領	11
(別紙) 食品の表示制度に関する懇談会名簿	13
(参考2) これまでの審議経過	14

1 はじめに

本年1月に明るみに出た雪印食品の食肉の原産地偽装事件に端を発し、食品表示の偽装事件が次々と発覚している。これらの表示偽装事件の多発は、消費者の食品の安全や品質に対する信頼の崩壊を招いており、深刻な問題となっている。食品表示は消費者にとって極めて身近で重要な問題であることから、これらの虚偽表示が再び行われることのないよう、食品表示の信頼確保に向けて万全を期す必要がある。

一方で、食品の表示制度は、現在、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、不当景品類及び不当表示防止法（景表法）等複数の法律に規定されており、各府省間に十分な連携がないままそれぞれの観点から表示制度を運用しているため、同じ表示項目に異なる用語が使われることがあるなど、消費者、事業者双方にとって分かりにくいものになっていることなどが指摘されている。また、4月に示されたBSE問題に関する調査検討委員会報告においても、「現在の各種表示制度について一元的に検討し、そのあり方を見直す必要がある」と指摘されている。

このような状況を受け、消費者等関係者からの意見を今後の食品の表示制度のあり方の検討に反映させることを目的に、厚生労働省医薬局食品保健部長及び農林水産省総合食料局長の私的懇談会として、内閣府及び公正取引委員会の参画を得て、「食品の表示制度に関する懇談会」が開催されることとなった。本懇談会は、6月からこれまで5回にわたり検討を行い、その検討結果について以下のとおり中間取りまとめを行った。

今後、政府においては、この中間取りまとめを踏まえ、具体的な表示制度のあり方について引き続き検討していくことを要望する。

2 食品の表示制度の目的

食品は、生命の維持に不可欠であることはいうまでもないが、そのことに加え、より安全・安心・良質な食品を求める消費者の要望は強い。しかし、消費者が自らのニーズに合った食品をその外観からのみ選択することは不可能である。

このようなことを踏まえ、本懇談会の検討課題である食品の表示制度は、以下の3点を目的とするものと考えられる。

- 消費者の商品選択に役立つこと
- 衛生上の事故・危害の防止（食品の安全の確保）に役立つこと
- 正確で誤認を生じさせないこと

これら3つの目的は表示を利用する消費者がその主体となるものであり、したがって、当然のことながら、表示は、消費者にとって分かりやすいものであることが大前提である。

3 現行の食品の表示制度の問題点

食品の表示制度は、食品衛生法、JAS法、景表法など複数の法律に基づくものであることから、その表示のルールも、食品衛生法に基づくものは飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止を目的とし、JAS法に基づくものは品質に関し消費者の選択に資することを目的とするなど、それぞれ目的が異なっている。また当初は、表示項目が重複することも少なかったため、制度発足以来、各府省が互いに十分な連携をしないまま、それぞれの表示制度を充実してきた経緯がある。

しかし、食品衛生法に基づく表示とJAS法に基づく表示とが、制度発足当時と比較して相当オーバーラップしてきていることもあって、現行の食品の表示制度については以下のような問題が顕在化してきている。

- ①表示制度が複数の法律に分散して規定されており、一覧できなかったため、消費者、事業者双方にとって分かりにくいくこと
- ②それぞれの表示制度に基づく表示項目や表示内容が、それぞ

の府省ごとに決定される仕組みであるため、整合性が取れていおらず、用語や定義の統一性が欠けているものがあること。また、解釈等に関する情報提供などの運用面でも統一性に欠けること
③監視体制や是正措置もそれぞれの制度によって異なり、連携が十分でないこと

このため、表示ルールの設定・改廃や解釈、監視等については、全体として整合性があり、連携の取れたものとすることが必要であるとともに、その表示ルールについては、消費者、事業者双方にとって分かりやすいものとする必要がある。

4 表示項目の見直し

表示項目の検討に当たっては、義務表示と任意表示に分けて考えることが適当である。この際、消費者にとって商品選択に必要な表示と、衛生上の事故・危害の防止に役立つ表示について、消費者にとって分かりやすすことや事業者が正確に情報提供できることが重要である。また、国際的な基準との整合性についても考慮する必要がある。

(1) 義務表示

食品が多様化し、加工食品、輸入食品が増加する中、農林漁業者を含む食品生産者側と消費者側との距離は広がる一方となっており、これに伴って消費者が必要とする情報は増加傾向にある。一方で、表示項目が増加すると表示が複雑化し、消費者が本当に必要とする情報が分かりづらくなるという側面がある。あわせて、表示が事業者に対して、衛生上の事故・危害を防止させるために重要な機能・効果を有していることを認識する必要がある。

こうした中、義務表示項目については、消費者が必要とする情報と情報選択のしやすさのバランスを踏まえた多くの消費者

にとって商品選択の上で重要なものと、衛生上の事故・危害の防止のために事業者に行わせる必要があるものとすることが適当である。

具体的な表示項目については、基本的には現行の義務表示項目を維持することが適當であるが、消費者の必要とする情報の変化（健康志向の高まり等）についても考慮すべきである。また、個別の表示内容や表示方法等について、今後、この懇談会とは別の消費者、事業者等関係者を交えた場で、具体的検討を行っていくことが必要である。

なお、義務表示の記載方法については、基本的には、できるだけ万人が知り得るよう商品の容器包装等に記載すべきであるが、高齢化社会への対応を念頭に置き、大きな字で分かりやすく表示する観点から、容器包装等への表示のほか、情報機器等を活用する方法についても検討することが必要である。

（2）任意表示

任意表示については、

- ア) 特定の項目を記載する場合には、併せてその表示方法が義務づけられるもの（例えば、特色のある原材料を使用していることの表示など、強調表示を行う際のルール）と、
イ) 表示方法も含めて任意であるもの
とに分けて考えることが適當である。

ア) については、適切な項目設定により義務表示同様の表示効果を得られる場合があることから、義務表示項目の見直しと併せてその内容を検討すべきである。

イ)については、例えば景表法による公正競争規約の見直し、策定等を検討すべきである。

（3）用語、定義の統一等

複数の法律において用語や定義などが異なっている表示項目

等については、表示を見る消費者、表示を行う事業者の分かりやすさを考え、速やかに整合性の確保に向けて検討に着手すべきである。特に、消費期限や賞味期限及び品質保持期限については、関係府省で速やかに定義や用語の統一を図る必要がある。

また、表示項目及び内容の改正に当たっては、各府省による調整の下、施行時期をできる限り同じ時期にする等により、事業者の表示に係る負担を極力減らすことが必要である。

(4) その他

容器包装等に記載された事項以上に情報が必要な特定の消費者のニーズに応えること、高齢化社会の進展で限られた容器包装等の限られた面積においてより見やすく分かりやすい表示が求められていること等から、バーコードの活用、マーク表示等新たな表示方法の活用を今後検討すべきとの意見、この際、消費者が必要な表示項目として①商品購入の段階に必要な項目、②家庭で保存・飲食する段階で必要な項目の両方があることに留意すべきとの意見があった。

表示の信頼性を向上させるため、任意の手段として第三者による認証制度について検討すべきという意見があった一方で、仮に第三者による認証を受けることで監視が緩くなることがあれば問題であるとの意見があった。

トレーサビリティについては、表示の信頼性の向上や、衛生上の事故・危害発生時の原因究明の観点から活用すべきとの意見があった。

また、JAS法の品質表示基準は品目横断的なものと個別品目ごとのものに分かれているが、分かりやすさを考慮し、極力統一する方向で検討すべきとの意見があった。

さらに、製造年月日については現行制度の下でも任意で表示することは可能であることを確認すべきとの意見があった一方、製造年月日に代わるものとして期限表示が導入された経緯等を

十分踏まえ製造年月日表示については慎重であるべきとの意見があった。

5 情報提供等

(1) 行政による消費者への情報提供、事業者への周知徹底

消費者、事業者双方が食品の表示制度を正しく理解することにより、正確な情報が伝達され、相互の信頼を構築することが可能となる。このため、消費者、事業者双方に対する取組みとして、各表示制度について一覧できるパンフレット、具体的な事例を豊富に盛り込んだ分かりやすい Q&A の作成や、表示制度に関する説明会の開催等を各府省が連携して積極的に行うことが必要である。

この際、こうしたパンフレットや Q&A 等が有効に活用されるよう、各府省は通常の行政ルートだけではなく、消費者が接しやすい様々なルートを活用して配布を行うこと等により、食品の表示制度の正しい理解を促進する必要がある。

また、情報提供に当たっては、行政と消費者、事業者双方向のコミュニケーションが重要であることに留意する必要がある。

(2) 相談窓口の一元化

消費者、事業者双方にとって、食品表示の疑問点を問い合わせるための相談窓口が明確化されていることが必要である。現行では、例えば食品衛生法では厚生労働省、都道府県、保健所等、JAS 法では農林水産省、農林水産消費技術センター、都道府県等が問い合わせに応じているが、消費者、事業者双方の利便、各表示制度の整合的運用の観点から各表示制度の相談窓口を一元化することが求められている。このため、相談窓口の一元化（ワン・ストップ・サービス）を進めるべく、地方自治体等の意見も聴きながら、関係府省で速やかに検討することが必要である。